

## 美しが丘北自治会会員（住民）の皆様へ

令和元年 10 月 11 日  
美しが丘北自治会  
自治会長 鍋嶋 明

今回お配りした◆隣組お助けカード◆（裏面記載）は全世帯に配布しております。

カードにも目的を記載していますが、家族の助けが来ない時、地域の力で助け合う仕組みを作るために行う自治会の取り組みです。

決して強制ではありません。

心配な家族が居なければ、枠内は記入せず代表者名のみで提出されて結構です。

お手数ですが、各組長宅に **10 月 31 日**までに提出（ポストイング）をお願いします。

尚、未提出の方の◆隣組お助けカード◆を回収には伺いませんので予めご了承ください。

◆お問い合わせ先

美しが丘北自治会 担当 中野

〒818-0035 美しが丘北 3 丁目 3-2

☎092-926-7034

◆隣組お助けカード◆は自治会の取り組みですが、筑紫野市には『災害時等要援護者支援制度』があり登録も出来ます。

国の「災害時等要援護者の避難支援ガイドライン(平成 18 年 3 月)」に基づいて平成 23 年 4 月から開始されました。

市役所、コミュニティセンター、公民館に登録用紙があります。

詳しくは、市役所（923-1111）にお訊ねください。

年 月 日

**情報管理/組長保管**

【 - 組】

組会を保管の基準としますが下記範囲まで同意頂ける場合はチェックをお願いします。

組長+町内会長保管に同意します

組長+町内会長+自治会長保管に同意します

### ◆隣組お助けカード◆

このカードは、地震、水害などの災害が発生した時に、支援が必要な方の状況を確認し救助のために使用するものです。『自分の身は自分で守る』が基本ですが、『もしもの時』助けが来ない状況を自治会は減らしていきたいと考えています。『強制』ではありません。心配な方がいない場合は代表者の名前だけ書いて組長さん宅にポスティングしてください。

家族を代表する方/お名前 \_\_\_\_\_

自宅以外の緊急連絡先/電話番号 \_\_\_\_\_

助けが必要な人	その理由
(例) 美北 一郎 (代表者)	車いすが必要です。
(例) A (個人名でなくても可)	耳が遠いので大きな声で声をかけてください。
(例) 美南 光 (孫)	昼間預かることがあります

家族を代表する方は、世帯主以外でも構いません。

住民票に記載がない場合でも災害時に把握している必要があれば記入してください。

美しが丘北自治会 〒818-0035 美しが丘北3丁目3-2 ☎926-7034